

議案第 31 号

田川市市税条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 12 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、入湯税に関する規定を整備しようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 田川市市税条例の一部を改正する条例

田川市市税条例（昭和26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

#### 第1章 総則

第1節 通則（第1条—第6条）

第2節 賦課徴収（第7条—第22条）

#### 第2章 普通税

第1節 市民税（第23条—第53条の12）

第2節 固定資産税（第54条—第79条）

第3節 軽自動車税（第80条—第91条）

第4節 市たばこ税（第92条—第102条）

第5節 鉱産税（第103条—第130条）

第6節 特別土地保有税（第131条—第140条）

#### 第3章 目的税

第1節 入湯税（第141条—第148条）

#### 附則

第3条に次の1項を加える。

2 市税として課する目的税は、入湯税とする。

第19条中「、第139条第1項」の次に「又は第145条第3項」を加え、同条第1号中「第105条」の次に「又は第145条第3項」を加える。

本則に次の1章を加える。

#### 第3章 目的税

##### 第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場において入湯する者

(3) 専ら日帰り客の利用に供される施設に1,000円(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税額に相当する金額を除く。)以下の利用料金で入湯する者

(4) 社会福祉施設(社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。以下同じ。)に設置された鉱泉浴場において入湯する者  
(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円(日帰りの入湯客にあつては、50円)とする。

(入湯税の徴収の方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第146条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しな

い者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第148条 入湯税の特別徴収義務者（共同浴場、一般公衆浴場又は鉱泉浴場が設置された社会福祉施設の経営者を除く。）は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(入湯税に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に鉱泉浴場を営んでいる者は、改正後の田川市市税条例第147条の規定にかかわらず、この条例の施行後速やかに同条に規定する事項を市長に申告しなければならない。